

奈良市公報

号外第1号

平成23年 1月24日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

規 則	
○奈良市情報化推進に関する規則……………	1
○奈良市公印規則の一部を改正する規則……………	2
告 示	
○放置自転車等の保管……………	3
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定（2件）……………	3
○生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出（2件）……………	4
○生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の辞退の届出……………	4
○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……………	5
○生活保護法の規定による医療機関の指定……………	5
○生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出……………	5
○放置自転車等の保管……………	5
○開発行為に関する工事の完了……………	5
○平成23年度近傍同種の住宅の家賃及び事業主体が定める数値の公表……………	6
○奈良市休日夜間応急診療業務運営委員会設置要綱及び奈良市休日歯科応急診療業務運営委員会設置要綱の一部を改正する告示……………	8
○放置自転車等の保管……………	8
○生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出……………	8
○生活保護法の規定による施術者の指定……………	8
○市有財産の公売……………	9
○放置自転車等の保管……………	11
○開発行為に関する工事の完了……………	11
○放置自転車等の保管……………	11
○町の区域の変更……………	11
○奈良市営墓地使用者の募集……………	11
○開発行為に関する工事の完了（2件）……………	12
○放置自転車等の保管……………	13
○身体障害者福祉法に規定する医師の指定……………	13
監 査	
○住民監査請求に係る監査結果の公表……………	13
公 営 企 業	
○奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定（2件）……………	18

規 則

奈良市情報化推進に関する規則をここに公布する。
平成22年10月18日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第85号

奈良市情報化推進に関する規則

（目的）

第1条 この規則は、総合計画及び奈良市情報化推進計画に基づき、高度情報通信ネットワーク社会に対応した利便性の高い市民サービスの実現と行政の適正かつ効率的な運営を目指し、本市の情報化施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 部局 奈良市行政組織条例（平成13年奈良市条例第37号）第1条に規定する公室及び部、奈良市役所出張所設置条例（昭和30年奈良市条例第35号）別表に掲げる出張所、保健所、会計課、議会議務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局、農業委員会事務局、教育委員会事務局、図書館、消防局をいう。
- (2) 部課長 会計管理者及び部局長（教育委員会事務局にあっては教育委員会事務局に置かれる部の長）並びに部局に置かれる室及び課（これに相当するものを含む。）の長をいう。
- (3) 情報化施策 総合計画及び奈良市情報化推進計画に基づく情報化の施策をいう。

（最高情報統括責任者）

第3条 本市の行政の情報化を推進し、情報システムの適正かつ効率的運用を図るため、行政の情報化全体を指導統括する最高情報統括責任者（以下「CIO」という。）を置く。

- 2 CIOは、総務部担当副市長をもって充てる。
- 3 CIOは、行政の情報化を迅速かつ総合的・計画的に推進していくため、次に掲げる事項を統括する。
 - (1) 情報化施策の企画及び立案に関すること。
 - (2) 部局における情報化施策の評価及び調整に関すること。
 - (3) 情報化施策の進行管理に関すること。
 - (4) 情報セキュリティ対策に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、情報化の推進に関し必

要な事項

(CIO補佐官)

第4条 CIOを補佐する者としてCIO補佐官を置くことができる。

- 2 CIO補佐官は、行政の情報化を推進するに当たり、専門的見地から次に掲げる事項を行う。
 - (1) 情報化推進に当たっての提案及び助言に関すること。
 - (2) 情報システムの新たな構築又は更新並びにそれらに係る調達及び構築への技術的助言及び支援に関すること。
 - (3) 既存の情報システムの最適化の具体的内容に係る提案に関すること。
 - (4) 情報セキュリティの確保及び維持についての技術的助言及び支援に関すること。
 - (5) 専門研修の実施等情報システム部門における人材の育成に関すること。

(奈良市IT戦略会議)

第5条 第3条第3項各号に掲げる事項の調査審議及び調整を行うため、奈良市IT戦略会議(以下「戦略会議」という。)を設置する。

- 2 戦略会議は、委員長、副委員長及び委員長が指名する委員をもって組織する。
- 3 委員長は、CIOをもって充てる。
- 4 副委員長は、CIO補佐官又は委員長が指名する委員をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(戦略会議の会議)

第6条 戦略会議の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 戦略会議は、必要があると認めるときは、専門的知識を有する者又は関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(実施状況の報告等)

第7条 CIOは、部課長に対し、部局における情報化施策の実施状況についての報告その他必要な措置を求めることができる。

- 2 CIOは、情報化施策の実施状況を取りまとめ、市長に報告するものとする。

(情報システム評価部会)

第8条 情報システムの新規導入又は内容の変更に対する評価を行うため、戦略会議に情報システム評価部会(以下「評価部会」という。)を設置する。

- 2 評価部会の組織その他必要な事項は、別に定める。

(専門部会)

第9条 情報化施策に係る課題に関する専門的な調査検討を行うため、戦略会議に専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会の組織その他必要な事項は、別に定める。

(部課長の責務)

第10条 部課長は、CIOの統括のもと、統一的、効果的かつ効率的な情報化施策の推進に努めなければならない。

- 2 部局は、所掌する事務に係る次の事項を処理するものとする。ただし、CIOが統一的な処理をする必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 情報化施策の企画及び立案に関すること。
- (2) 情報システムの開発及び運用その他の情報化施策の実施に関すること。
- (3) 情報セキュリティ対策の実施に関すること。
- (4) 情報化施策の推進に従事する職員の育成に関すること。

- 3 部課長は、新たに情報化施策を実施する場合又はこれを変更し、若しくは廃止する場合は、別に定める手続により、あらかじめCIOに協議するものとする。

(庶務)

第11条 戦略会議、評価部会及び専門部会の庶務は、情報政策課において処理する。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(奈良市情報化推進委員会設置規則等の廃止)

- 2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 奈良市情報化推進委員会設置規則(平成14年奈良市規則第76号)
- (2) 奈良市電子計算組織の管理運営に関する規則(昭和55年奈良市規則第7号)

(平成22年10月18日揭示済)

奈良市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年10月21日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第86号

奈良市公印規則の一部を改正する規則

奈良市公印規則(昭和25年奈良市規則第12号)の一部を次のように改正する。

別表滞納整理事務専用市長印の項の次に次のように加える。

債権整理事務専用市長印	5の3	てん書	方24	債権整理課	債権整理事務用	1
-------------	-----	-----	-----	-------	---------	---

別表ひな形の5の2の次に次のように加える。

5の3

奈良市
長之印
債権整理事務専用

附 則
この規則は、公布の日から施行する。
(平成22年10月21日揭示済)

告 示

奈良市告示第507号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年10月18日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成22年10月18日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条

例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市企画部交通政策課 電話0742-34-1111代表
(平成22年10月18日揭示済)

奈良市告示第508号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成22年10月19日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
あきつ介護支援センター	奈良県奈良市中山町1062ハイツ竜王105	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成21年4月1日
合資会社あきつ	奈良県奈良市南肘塚町49-21		
アサヒサンクリーン在宅介護センター奈良	奈良県奈良市法蓮町390-1サンモール新大宮101号	居宅 訪問入浴介護 介護予防 訪問入浴介護	平成22年8月1日 平成22年8月1日
アサヒサンクリーン株式会社	東京都北区上十条一丁目2-15		

(平成22年10月19日揭示済)

奈良市告示第509号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成22年10月19日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		

ケアプランセンターささのは	奈良県奈良市高天市町1-1井上ビル1階	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成22年9月1日
株式会社 care lab	奈良県奈良市高天市町1-1		
介護24奈良	奈良県奈良市宝来二丁目8-7-2	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成22年9月1日 平成22年9月1日
合同会社NK S サービス	奈良県奈良市宝来二丁目8-7-2		

(平成22年10月19日揭示済)

奈良市告示第510号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護

機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成22年10月19日

奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	ヘルパーステーションなにわ	奈良県奈良市押熊町1279-1-102	有限会社浪花企画	平成22年8月16日
新	訪問介護センターなにわ	奈良県奈良市押熊町1279-1-102	有限会社浪花企画	

(平成22年10月19日揭示済)

奈良市告示第511号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護

機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成22年10月19日

奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	有限会社サンハート訪問介護ステーションよろこび	奈良県奈良市窪之庄町17-1	有限会社サンハート	平成20年7月31日
新	株式会社サンハート訪問介護ステーションよろこび	奈良県奈良市窪之庄町17-1	株式会社サンハート	
旧	有限会社サンハート福祉用具レンタル・販売事業部よろこび	奈良県奈良市窪之庄町17-1	有限会社サンハート	平成20年7月31日
新	株式会社サンハート福祉用具レンタル販売事業部よろこび	奈良県奈良市窪之庄町17-1	株式会社サンハート	

(平成22年10月19日揭示済)

奈良市告示第512号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第51条の規定により、指定介

護機関から事業を辞退した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成22年10月19日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		辞退した施設又は辞退した事業の種類	辞退年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		

株式会社サンハート訪問介護ステーションよろこび	奈良県奈良市窪之庄町17-1	居宅 訪問介護	平成22年6月30日
株式会社サンハート	奈良県奈良市窪之庄町17-1		

(平成22年10月19日揭示済)

奈良市告示第513号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成22年10月19日

奈良市長 仲川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
有限会社伊達 伊達薬局学園大和町店	奈良県奈良市学園大和町二丁目31 2階	平成22年7月19日

(平成22年10月19日揭示済)

奈良市告示第514号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成22年10月19日

奈良市長 仲川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
やまもと小児科	奈良県奈良市朱雀六丁目9-5	平成22年9月1日
医療法人英仁会 大阪プレストクリニック学園前	奈良県奈良市学園北一丁目14-13メディカル学園前403号室	平成22年9月1日
ひさかわ歯科医院	奈良県奈良市学園南三丁目9-7	平成22年9月2日
有限会社伊達 伊達薬局学園大和町店	奈良県奈良市学園大和町二丁目35-1	平成22年7月20日

(平成22年10月19日揭示済)

奈良市告示第515号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成22年10月19日

奈良市長 仲川 元 庸

	名称	所在地	変更年月日
旧	医療法人明盛会 大橋耳鼻咽喉科	奈良県奈良市三条本町28-4	平成22年6月25日
新	医療法人明盛会 大橋耳鼻咽喉科	奈良県奈良市三条本町1-85	

(平成22年10月19日揭示済)

奈良市告示第516号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年10月19日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成22年10月19日
- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄平城駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成22年10月19日揭示済)

奈良市告示第517号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成22年10月20日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成22年7月14日 奈良市指令都整開 第10A-14号
平成22年10月8日 奈良市指令都整開 第10A-14-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成22年10月20日 第1234号
公共施設 平成22年10月20日 第548号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市尼辻北町237番4
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市尼辻中町4-16

興福院水利組合長 福山宏一
5 公共施設の種類、位置及び区域
道路

奈良市尼辻北町237番4の一部

(平成22年10月20日揭示済)

奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）第17条
第3項の平成23年度近傍同種の住宅の家賃及び同条第4項
の事業主体が定める数値（利便性係数）を次のとおり公表
します。

平成22年10月20日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第518号

名称	位置	床面積 (㎡)	住宅番号等	近傍同種の 住宅の家賃(円)	利便性係数
第2号市営住宅	奈良市川上町	74.8	1-2号館	67,700	0.7024
		74.8	3-4号館	67,800	0.7024
		74.8	5-6号館	71,200	0.7024
		39.3	6号館	37,300	0.7024
第3号市営住宅	奈良市法蓮町	23.1	1-20	16,200	0.7595
		74.9	1-2号棟	84,500	0.7801
第4号市営住宅	奈良市般若寺町	74.6	1-2号棟	68,800	0.7586
		64.2	1-2号棟	59,100	0.7586
		64.5	1-2号棟	59,500	0.7586
		71.9	1-2号棟	66,300	0.7586
		74.6	3号棟	68,900	0.7586
		64.2	3号棟	59,200	0.7586
		64.5	3号棟	59,500	0.7586
		71.9	3号棟	66,400	0.7586
第5号市営住宅	奈良市大安寺一丁目	74.7	1-2号棟	65,200	0.7671
		64.5	1-2号棟	56,300	0.7671
		71.2	1-2号棟	62,200	0.7671
第6号市営住宅	奈良市法華寺町	34.7	101-120	17,600	0.7350
第7号市営住宅	奈良市富雄元町四丁目	28.0	131-140	18,500	0.7717
		28.0	141-150	19,100	0.7717
		33.8	151-160	20,700	0.7717
第9号市営住宅	奈良市東紀寺町三丁目	70.1	1-2号棟	106,700	0.8008
		60.7	1-2号棟	92,300	0.8008
		55.3	1-2号棟	90,600	0.8070
		70.1	3号棟	102,900	0.8008
		60.7	3号棟	89,000	0.8008
		55.3	3号棟	88,200	0.8070
		60.1	3号棟	88,200	0.8008
		41.6	3号棟	60,700	0.8008
第10号市営住宅	奈良市古市町	42.7	127-141	18,700	0.7227
		55.4	143-157	27,700	0.7227
		58.8	158-164	29,100	0.7227
		58.8	165-188	29,300	0.7227
		74.6	1-23	88,100	0.7264
		74.6	24-35	86,000	0.7264
		74.9	36-62	85,400	0.7264
		74.9	63-66	86,100	0.7264
		74.9	67-102	88,800	0.7264
		75.0	103-112	86,200	0.7264

		74.9	113-118	82,800	0.7264
		74.9	119-124	94,200	0.7264
		74.8	125-128	94,600	0.7264
		74.8	129-134	96,400	0.7264
		74.9	137-138	96,100	0.7264
		74.9	135-136	92,900	0.7264
		75.0	139-140	80,600	0.7264
		31.4	1-12	12,800	0.7122
第11号市営住宅	奈良市杏町及び西九条町三丁目	55.4	74-78	27,700	0.7017
		55.4	64-73	26,900	0.7017
		58.8	79-91	27,900	0.7017
		58.8	92-101	32,300	0.7017
		74.8	1-10	82,500	0.7042
		74.9	25-28	84,000	0.7042
		74.9	11-24	83,000	0.7042
		74.9	29-32	83,800	0.7042
		74.9	33-38	86,400	0.7042
		74.9	39-43	86,400	0.7042
		75.0	44-47	86,500	0.7042
		74.9	48-53	86,300	0.7042
		75.0	54-55	80,200	0.7042
		74.9	56-57	91,400	0.7042
		74.9	58-63	85,400	0.7042
第12号市営住宅	奈良市横井一丁目、横井二丁目及び横井五丁目	55.4	76-105	28,100	0.7052
		75.0	1-28	87,600	0.7079
		74.9	39-43	85,400	0.7079
		74.9	29-38	86,000	0.7079
		74.8	44-49	84,400	0.7079
		74.9	50-53	84,500	0.7079
		74.9	54-55	85,100	0.7079
		74.9	56-59	87,900	0.7079
		75.0	60-67	85,200	0.7079
		75.0	68-71	85,400	0.7079
		74.9	72-75	82,900	0.7079
		74.9	76-77	93,500	0.7079
第13号市営住宅	奈良市八条一丁目	58.8	15-20	28,700	0.7000
		58.8	21-30	31,900	0.7000
		74.9	1-8	85,700	0.7024
		75.0	9-14	85,900	0.7024
第14号市営住宅	奈良市南紀寺町三丁目	74.7	101-312	78,500	0.7764
第16号市営住宅	奈良市西木辻町	28.3	101-405	18,900	0.7588
第18号市営住宅	奈良市六条西一丁目	39.9	1号棟	25,900	0.7617
		37.6	2号棟	24,400	0.7617
		42.1	3号棟	23,700	0.7617
		38.7	4号棟	21,800	0.7617
		42.3	5-6号棟	24,500	0.7617
第19号市営住宅	奈良市紀寺町	58.8	52-61	31,000	0.7227
		74.8	101-404	73,200	0.7264

第20号市営住宅	奈良市松陽台一丁目	60.0	1-4号棟	43,200	0.8119
		65.0	5-9号棟	52,100	0.8119
		55.0	5-9号棟	44,100	0.8119
		45.0	5-9号棟	36,000	0.8119
第21号市営住宅	奈良市油阪町	55.4	201-612	46,200	0.8297
第22号市営住宅	奈良市蘭生町	31.5	1~20	8,300	0.6667
		31.5	21~36	8,100	0.6667
第23号市営住宅	奈良市針町	31.5	1~20	7,700	0.6706
		31.5	21~40	8,300	0.6706

(平成22年10月20日揭示済)

(平成22年10月20日揭示済)

奈良市告示第519号

奈良市休日夜間応急診療業務運営委員会設置要綱及び奈良市休日歯科応急診療業務運営委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年10月20日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市休日夜間応急診療業務運営委員会設置要綱及び奈良市休日歯科応急診療業務運営委員会設置要綱の一部を改正する告示

(奈良市休日夜間応急診療業務運営委員会設置要綱の一部改正)

第1条 奈良市休日夜間応急診療業務運営委員会設置要綱(昭和61年奈良市告示第84号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号を次のように改める。

(1) 市民生活部担当副市長

(奈良市休日歯科応急診療業務運営委員会設置要綱の一部改正)

第2条 奈良市休日歯科応急診療業務運営委員会設置要綱(昭和61年奈良市告示第85号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号を次のように改める。

(1) 市民生活部担当副市長

附 則

この告示は、平成22年10月20日から施行する。

奈良市告示第520号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年10月21日

奈良市長 仲川 元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成22年10月21日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄高の原駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成22年10月21日揭示済)

奈良市告示第521号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成22年10月22日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
浅岡 大祐	奈良県奈良市大宮町七丁目2-12	柔道整復	平成22年8月1日
さとうはりきゅう整骨院(吉川 章一、岡 勇樹)			

(平成22年10月22日揭示済)

用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成22年10月22日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市告示第522号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
吉川 章一		柔道整復	平成22年8月2日

さとうはりきゅう整骨院(吉川 章一、岡 勇樹)	奈良県奈良市大宮町七丁目2-12		
松山 健		柔道整復	平成22年9月1日
昭和すこやか鍼灸整骨院(松山 健)	奈良県奈良市押熊町547番地の1 忍熊ビル2階		
寺嶋 大輔		柔道整復	平成22年8月10日
のぞみ整骨院本院(寺嶋 大輔)	奈良県奈良市東木辻町11番地		

(平成22年10月22日揭示済)

平成22年10月22日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市告示第523号

市有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

(自動車7件)

1 入札に付する市有財産物件

以下の物件を個別に入札に付し、各々売り払う。詳細は、ヤフー株式会社がインターネットにて提供するインターネット公有財産売却システム(Yahoo!オークション 官公庁オークション)による。

物件番号	物件名 (財産名称)	初年度登録	排気量 (ℓ)	予定価格 (円)	入札保証金 (円)
車-1	日野「デュトロ」 特種 塵芥車 MT車 LPG車	平成14年7月	4.10	380,000	38,000
車-2	日野「デュトロ」 特種 塵芥車 MT車 LPG車	平成14年7月	4.10	380,000	38,000
車-3	日野「デュトロ」 特種 塵芥車 MT車 LPG車	平成14年7月	4.10	380,000	38,000
車-4	日野「デュトロ」 特種 塵芥車 MT車 LPG車	平成14年7月	4.10	380,000	38,000
車-5	日野「デュトロ」 特種 塵芥車 MT車 LPG車	平成14年8月	4.10	380,000	38,000
車-6	日野「デュトロ」 特種 塵芥車 MT車 LPG車	平成14年8月	4.10	380,000	38,000
車-7	いすゞ「エルフ」 特種 塵芥車 MT車 LPG車	平成14年8月	4.57	240,000	24,000

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とする。

2 入札の方式

ヤフー株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム(以下「ヤフー・オークション」という。)を利用した一般競争入札を行う。

(<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>)

なお、入札参加手続き等についてはヤフー・オークションの奈良市公有財産売却ページ(以下「ヤフー・オークション奈良市ページ」という。)において公開する。

(http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/k_nar_nara_city/)

3 入札に必要な各種様式及び売却物件に関する資料の配布

入札に必要な各種様式は、奈良市ホームページから入手できる。

(<http://www.city.nara.nara.jp/icity/browser?ActionCode=content&ContentID=1281005973156&SiteID=00000000>)

また、売却物件の概要及び写真等は、ヤフー・オークション奈良市ページにおいて公開する。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しない個人若しくは法人であること。

(2) 奈良市が定める奈良市インターネット市有財産売却ガイドライン(以下「市ガイドライン」という。)及びヤフー株式会社が定めるヤフー・オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾し、遵守することができること。

(3) 市有財産の買受けについて一定の資格その他の条件

を必要とする場合で、これらの資格などを有していること。

- (4) 暴力的行為を行う組織に属していないこと。
- (5) 日本語を完全に理解できること。
- (6) あらかじめ入札参加申込みの手続きを完了していること。

5 入札参加申込み及び入札保証金の納付

以下の(1)及び(2)の手続きを完了しない者は、入札に参加できない。

(1) 仮申込み

あらかじめ取得しているYahoo! JAPAN IDを使用してヤフー・オークション上で平成22年10月28日(木)午後1時から平成22年11月17日(水)午後2時までに手続きをすること。

(2) 本申込み

① 方法 仮申込み手続きを完了した後、所定の申込書により奈良市会計課に一般競争入札への参加を申し込むこと。

② 期間 平成22年10月28日(木)から平成22年11月17日(水)まで
(普通郵便で平成22年11月17日(水)の消印有効とする。)

(3) 入札保証金の納付

① 入札に参加する者は、物件ごとに定められた入札保証金を納付する。入札保証金は、予定価格(最低売却価格)の100分の10以上の金額とする。

② 入札保証金は、奈良市が指定した納付方法により納付しなければならない。なお、入札保証金納入に要する経費(振込手数料等)は、入札に参加しようとする者の負担とする。

③ 入札保証金は、落札者のものを除き、入札期間終了後全額返還する。

6 下見会の開催

(1) 下見会を行う日時及び場所

物件番号	日時	場所
車-1 ～ 車-7	平成22年11月8日(月)から11月12日(金)まで 午後1時から午後3時まで	奈良市左京五丁目2番地 環境清美センター 駐車場

7 入札期間及び方法

(1) 入札期間 平成22年11月30日(火)午後1時から平成22年12月7日(火)午後1時まで

(2) 入札方法

① 上記5の(1)から(3)のすべての手続きを完了した者は、Yahoo! JAPAN IDで入札(入札金額をヤフー・オークション上に入力)すること。

② 入札(入札金額の入力)は、1回のみとし、入札する者の都合による取消しや変更はできない。

③ 郵便等による入札書の提出は認めない。

8 開札及び落札者の決定

(1) 平成22年12月7日(火)午後1時以後にヤフー・オークション上で開札を行う。

(2) 物件ごとに予定価格(最低売却価格)以上で、かつ、最高価格である入札金額を売却決定金額とし、その入札金額で入札した者を落札者とする。

(3) 最高価格で入札した者が複数いる場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定する。

(4) 物件ごとに落札者のYahoo! JAPAN ID及び売却決定金額をヤフー・オークション上に公開する。

9 契約保証金の納付

落札者は、落札の決定後に契約保証金を納付する。契約保証金は、予定価格の100分の10以上の金額とし、落札者の納付した入札保証金を依頼書に基づき、全額契約保証金に充当する。

10 契約の締結

(1) 落札者は、平成22年12月14日(火)までに売却契約書により契約を締結しなければならない。

(2) 落札者が奈良市の定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、契約保証金は、奈良市に帰属する。

11 売払代金の残金の納付

(1) 契約を締結した者は、平成22年12月20日(月)午後3時までに奈良市が指定する方法により当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。

(2) 納付期限までに納付が確認できない場合は、契約保証金は、損害金として奈良市に帰属する。

(3) 売払代金の残金(納付する金額)は、落札価額から契約保証金を差し引いた金額とする。

12 物件の引渡し

売払代金の納付を奈良市が確認した後、売払代金納付時の現状のまま売却物件を引き渡す。

なお、引渡しに関する一切の費用は、落札者の負担とする。

13 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書(市ガイドライン)に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

14 その他

(1) 入札参加者は、ヤフー・オークション奈良市ページ、市ガイドライン等を確認し、これらの条項を遵守すること。

(2) 契約締結後に、奈良市の責に帰することができない事由により滅失、き損等が生じた場合、奈良市に対して契約の解除及び売払代金の減額を請求することはできない。

(3) この公告、市ガイドライン等に記載する事項及び下見会にて確認した売却物件と整合しない事柄を発見しても、それを理由として落札の無効、契約の解除及び売払代金の減額を請求することはできない。また、奈

良市は、かし担保責任を負わない。

- (4) 契約締結後に、その契約に定める義務を履行しないときは、その損害に相当する金額を損害賠償として奈良市に支払わなければならない。

本公告に関する問い合わせ先

奈良市 会計課

住所 奈良市二条大路南一丁目1番1号

電話 0742-34-5294

E-mail kaikei@city.nara.lg.jp

(平成22年10月22日揭示済)

奈良市告示第524号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年10月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成22年10月22日
- 3 移動対象区域
近鉄富雄駅周辺及び近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成22年10月25日揭示済)

奈良市告示第525号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成22年10月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成21年8月31日 奈良市指令都整開 第09A-20号
平成22年5月27日 奈良市指令都整開 第09A-20-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成22年10月25日 第1235号
公共施設 平成22年10月25日 第549号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市藤ノ木台一丁目690番1、691番2、692番及び696番14並びに中町1番990
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市学園北一丁目3番2号
株式会社 住 代表取締役 中林研太郎
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
道路

奈良市藤ノ木台一丁目691番2の一部、692番の一部及び696番14

下水道

奈良市藤ノ木台一丁目691番2の一部、692番の一部及び696番14

(平成22年10月25日揭示済)

奈良市告示第526号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年10月26日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成22年10月26日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成22年10月26日揭示済)

奈良市告示第527号

住居表示の実施のため、本市内の区域のうち別図1に示す町の区域を別図2に示すとおり変更したいので、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第5条の2第1項の規定により公示します。

なお、この案に係る町の区域内に住所を有する者で奈良市の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、この案に異議があるときは、住居表示に関する法律第5条の2第2項の規定により、公示の日から30日を経過する日までに、その50人以上の連署をもって、理由を附して、この案に対する変更の請求をすることができます。

平成22年10月26日

奈良市長 仲川元庸

別図1及び別図2省略

(平成22年10月26日揭示済)

奈良市告示第528号

奈良市営墓地使用者を次のとおり募集します。

平成22年10月27日

奈良市長 仲川元庸

- 1 申込み・受付
 - (1) 募集区画
寺山霊苑 5区画（A東募集区2区画、A西募集区1区画、B東募集区2区画）
七条町南山墓地 4区画
 - (2) 募集内容
ならしみんだより11月号、奈良市ホームページに掲

載します。

使用申込書と使用申込案内は、生活環境課・各出張所・各行政センター・各連絡所及び市民サービスセンターで配布します。

(3) 申込資格

奈良市に住民登録又は外国人登録があり、現に居住している世帯主

※申込資格の審査は当選者について行い、資格条件を満たさない場合は、当選が無効になります。

(4) 申込期間

ア 持参による申し込みの場合

平成22年11月1日(月)から11月24日(水)まで
(日曜日、土曜日及び祝日は除く。)

提出先：奈良市役所市民生活部生活環境課(奈良市役所中央棟2階)

イ 送付による申し込みの場合

平成22年11月1日(月)から平成22年11月24日(水)【必着】

送付先：奈良市役所市民生活部生活環境課

(5) 申込時間

持参による申し込みの場合

午前8時30分から午後5時15分まで

(6) 注意事項

ア 持参による申し込みの場合 申込書に必要事項を記入のうえ、印鑑及び抽選結果送付用80円切手1枚と共に申込場所に提出してください。

イ 送付による申し込みの場合 申込書、受付控送付用80円切手1枚、抽選結果送付用80円切手1枚を同封し、送付してください。

ウ 持参による申し込みの場合 記載事項の確認のため、内容の分かる方が直接申し込んでください。

エ 1世帯1区画とし、世帯主で申し込んでください。

オ いずれか一つの募集区を決めて申し込んでください。ただし、区画場所の指定はできません。

カ 一度申込みされた後の募集区の変更はできません。

キ 申込み状況の問合せについてはお答えできません。

ク 使用許可後3年以内に碑石等を建設してください。建設されない時は、使用許可を取り消す場合があります。

※申込みにあたり、資格条件を満たしていない場合や、上記事項が守られていない場合は、無効になります。

2 公開抽選(申込者多数の場合)

(1) 抽選日時

平成22年12月3日(金)午前10時から

(2) 抽選場所

奈良市役所北棟6階第22会議室

(3) 抽選結果については封書で通知します。

(4) 電話での問合せはご遠慮ください。

3 使用許可申請

(1) 申請期間

平成22年12月28日(火)まで(日曜日、土曜日及び

祝日を除く。)

(2) 申請時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 申請場所

奈良市役所市民生活部生活環境課(奈良市役所中央棟2階)

(4) 当選通知書、使用許可申請書、申込み受付控、住民票(申請者のみで続柄記載のもの)及び印鑑を持参してください。

(5) 申請時に資格審査を行い、その後墓地使用許可書をお渡しします。

4 当初使用料の払込み

(1) 納付期限

平成23年1月14日(金)まで

(2) 使用許可申請時に当初使用料・年間使用料納入通知書をお渡ししますので、指定金融機関又は代理金融機関で納付してください。なお、使用許可申請時に当初使用料・年間使用料を直接納付していただいても結構です。

(3) 納付期限までに使用料を納入されない場合は、使用許可を取り消す場合があります。

5 使用開始

平成23年2月1日(火)から使用を開始します。

6 連絡先

奈良市役所市民生活部生活環境課

0742-34-3502(ダイヤルイン)

(平成22年10月27日揭示済)

奈良市告示第529号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成22年10月27日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成22年8月27日 奈良市指令都整開 第10A-18号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成22年10月27日 第1236号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市六条二丁目872番及び1167番1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市藤ノ木台四丁目12番2-1号

社会福祉法人健仁会 設立代表者 萩原長子

(平成22年10月27日揭示済)

奈良市告示第530号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成22年10月28日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成22年 6月 9日 奈良市指令都整開 第10A-8号
平成22年10月14日 奈良市指令都整開 第10A-8-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成22年10月28日 第1237号
(2) 公共施設 平成22年10月28日 第550号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市秋篠町1546番27、1546番28、1546番29、1554番1、1557番1及び1745番1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市西大寺東町二丁目1番63号
三和住宅株式会社 代表取締役 小林茂樹
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市秋篠町1554番1の一部及び1557番1の一部
(2) 公園
奈良市秋篠町1546番27及び1546番29の一部
(3) 下水道
奈良市秋篠町1554番1の一部及び1557番1の一部
(4) 水道管路敷
奈良市秋篠町1554番1の一部
(平成22年10月28日揭示済)

奈良市告示第531号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年10月28日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成22年10月28日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺、近鉄大和寺大寺駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成22年10月28日揭示済)

奈良市告示第532号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成22年10月29日

奈良市長 仲川 元庸

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
澤井 康子	奈良医療センター	奈良市七条二丁目789番地	小児科 (呼吸器機能障害)	平成22年10月26日

(平成22年10月29日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第20号

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第4項の規定により通知したので次のとおり公表します。

平成22年10月25日

- | | |
|---------|-------------|
| 奈良市監査委員 | 吉田 肇 |
| 同 | 中和田 守 |
| 同 | 高杉 美根子 |
| 同 | 松石 聖一 |
| | 奈監第89号 |
| | 平成22年10月19日 |

請求人
山陵町443番地の5
桐山 幸矩 様
ほか 5名

- | | |
|---------|--------|
| 奈良市監査委員 | 吉田 肇 |
| 同 | 中和田 守 |
| 同 | 高杉 美根子 |
| 同 | 松石 聖一 |

住民監査請求の結果について（通知）

平成22年8月24日付けで提出のあった住民監査請求については、同年9月3日付けで受理し、地方自治法第242条第4項の規定に基づき監査した結果、その内容を次のとおり通知します。

記

- 1 監査対象
奈良市総務部財政課
奈良市建設部下水道室下水道総務課
- 2 請求人の証拠の提出及び陳述
地方自治法第242条第6項の規定により、平成22年9月13日、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。
- 3 関係人の事情聴取
地方自治法第199条第8項の規定により、平成22年9月28日、総務部長、財政課長、建設部長、下水道室長、下水道総務課長に対し事情聴取を行った。
- 4 請求の要旨（原文のとおり）
第1、請求の趣旨
奈良市長は、奈良市の特別会計である公共下水道事業において、地方公営企業法第2条第3項に基く当該法律の適用企業（以下単に法適用企業という）となる

ことを、平成26年度（平成26年4月1日）からに予定しているが、その法適用企業としての発足をするまでの間、平成22年度以降毎事業年度の特別会計において、その経費として就中次の1、2、3、4の項目の経費に充てるための、市の一般会計からの繰出しを行ってはならない。

- 1、一般管理費
- 2、処理場管理費
- 3、下水道普及費
- 4、市債利子（長期債利子支払経費）

との勧告をする等必要な措置をとること。

第2、請求の理由

1、地方公営企業としての公共下水道事業

地方自治体の公営下水道事業は「地方財政法施行令」第37条において「公営企業」とされている。この「公営企業」に対して「地方財政法」第6条は「その経理は特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該公営企業の経営に伴う収入（第5条の規定による地方債による収入を含む）をもってこれに充てなければならない」と規定しており、要約すれば、次の二点を義務付けている。

- 1、経理は特別会計を設けて行わなければならない。
- 2、その経費はその経営に伴う収入をもって充てなければならない（即ち独立採算でなければならない）。

そして、これを請けて、「地方公営企業法」は、地方公営企業に対して、「地方財政法」の上記二点を体现させるために、その経営管理・経理管理の則るべき事項を定めている。

ところが「地方公営企業法」第2条第1項および第3項は、当該法律の適用を限られた種類の地方公営企業に止めていて、公共下水道事業はその適用対象から外されている。そのうえで、その全部または一部を条例でもって適用できるとして、その適用を地方自治体の任意の意思に委ねている。奈良市は法の全部非適用を選択している。

ここで、法の全部非適用の地方公営企業のあるべき姿が、不分明のように見えるものの、厳格な対応を要求される公営企業会計を回避できることから、官庁会計のみで押し通せるとの安易な了解が、奈良市にもしあったとすれば、とんでもない誤解である。要は、「地方財政法」の適用を免れるということとは、凡そ有りえないということである。即ち「地方財政法」の求めている独立採算は厳として義務付けられているのである。具体的には、「地方財政法」第6

条の全趣旨、就中その規定中の文言である「その経費」、あるいは「その経営に伴う収入」は、当然のことながら、「公営企業つまりその個別公営企業の経営に伴う営業上の収入とそれを得るために必要とした経費との対応関係」の把握の必要が前提になっているのである。

以上に指摘した点については、官庁会計方式では全く関心の埒外であり、この方式に固執している限り「地方財政法」の特別会計という抜け殻を纏うのみで、本来体现すべき即ち特別会計の形をとることの目的そのものである独立採算は、空無となるほかない。奈良市下水道事業特別会計制度の現状は、極論すればかかる実態にある。奈良市のように法全部非適用とする以上は、市として独自の規則をもってして、独立採算を維持し、且つそれを検証できる「企業経理（会計）」の最低限のものであれしくみが必要であることは論を待たずでもないところである。奈良市にはかかるしくみは皆無であり、また必要との意識も無かった。

2、奈良市公共下水道事業特別会計の実状

奈良市の公共下水道事業特別会計の経理は、「地方公営企業法」の全部非適用のもと、官庁会計方式によって行われている。従って、現金主義会計であって、会計年度毎の現金の入りと出である歳入と歳出の予算をたて、これの決算を行っているものである。

従って、その結果するものは、上記1、で指摘した「地方財政法」上の地方公営企業としての「企業経理」がとらなければならない独立採算およびその検証のための経理手法、言い換えれば、手続きの採用は文字どおり皆無であった。かかる手続きを採用しない事業遂行は、その帰結として独立採算の無視に陥らざるを得ず、事業の採算性の把握もないまま、経営管理の不在もあって、市債の多額の累積を来たして、事業として全くの不健全状態となるとともに、市の財政悪化の大きな要因ともなった。

3、公共下水道事業の独立採算違反について

イ、「地方財政法」第6条からの除外および例外事項について

「地方財政法」第6条で以下の規定をもって独立採算の対象から二つを除外している。

- A、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
- B、当該公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

これについては、「地方公営企業法」第17条の2が、「地方財政法」第6条の上記のものと概ね同じ文言の規定を置き、「地方公営企業法施行令」第8条の5で、具体的に除外できる経費を限定列挙しているが、そこには下水道事業には対象となるものはない。これは「地方財政法」第6条の場合も同様と

推定され、従って、公共下水道事業には、市の一般会計でもって負担できる上記の除外経費は無いことになる。しかし、「地方財政法」第6条はその「但し書」において、「災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは一般会計または他の特別会計からの繰入による収入をもってこれに充てることができる。」と規定している。よって、公共下水道事業に一般会計から繰入れできるのは「災害」・「その他特別の事由」がある場合で、且つ議会の議決を経たときに限られることになる。

ところが、下水道事業に影響を及ぼした災害は発生しておらず、その他特別の事由については法令には定めるところは無い。唯、特別の計らいとして、毎年総務省から自治財政局長通達「地方公営企業繰出金について（通達）」でもって、一般会計から繰出しできる場合を設けている。これは上記の「但し書」における「その他特別の事由」に当たるものと解され、限定列挙された例外を示すものと考えられる。ところが奈良市の包括外部監査の指摘では、この例外をクリアするものとしては、市の「下水道使用料改定資料」というもののみであって、これに記載された項目以外のものは、議会の議決を経たと認識することはできない、としている。従って当該監査では、1、雨水処理負担金の全額、2、水質規制費の全額、3、水洗便所等普及費の二分の一、4、高度処理費等の二分の一、のみこの例外に該当し、他に当たるものは無いと断じている。請求人もこれ

と同調するものである。

ロ、奈良市の「地方財政法」第6条違反の状況

奈良市包括外部監査人は平成18年に平成15/16/17年の事業年度を対象に市の公共下水道事業特別会計の包括監査を実施した。この特別会計は官庁会計方式であるため事業の経営実態が不明であった。そこで監査人は包括外部監査人としての立場・能力を動員・駆使して困難な推計作業を行うことにより、「公営企業」としての貸借対照表および損益計算書を作成して経営実態を究明した。そこで明らかにされたことは以下のとおりである。

A、独立採算に対する考慮はみられず、「地方財政法」違反の経営が行われている。即ち

B、経営実態は営業損益ですら多額の赤字で、経常損益は多額の市債利子支払が加わって、赤字が更に倍増の大幅なものとなっている。

C、かかる事態を回避するために、「その他特別事由」に当たらない一般会計からの違法な多額の繰出しが行われている。それでも、最終損益は赤字である。

包括外部監査以降の、平成18/19/20/21年度の特別会計の状況については、市の開示資料である官庁会計方式の決算書から数字を抽出して、損益の状況を限定されたものではあるが、それを以下に呈示することにより、独立採算に反している実態を明らかにする。

奈良市開示の決算書に基く損益状況の概算

	18年度	19年度	20年度	(単位 百万円) 21年度 (予算)
営業収益				
下水道使用料	3,397	3,527	3,459	3,618
下水道事業費負担金	123	53	71	59
計	3,520	3,580	3,530	3,677
営業費用				
一般管理費	2,832	2,899	3,014	3,065
(内、市一般会計からの繰出)	(5)	(0)	(75)	(42)
処理場管理費	405	437	428	420
(内、市一般会計からの繰出)	(0)	(0)	(3)	(0)
下水道普及費	151	20	37	42
(内、市一般会計からの繰出)	(151)	(20)	(27)	(10)
減価償却費(推定)	1,500	1,500	1,500	1,500
計	4,888	4,856	4,979	5,027
<営業損益>	△1,368	△1,276	△1,449	△1,350
営業外費用				
市債利子	1,877	1,807	1,596	1,455
(内、市一般会計からの繰出)	(1,877)	(1,807)	(1,596)	(1,357)
<経常損益>	△3,245	△3,083	△3,045	△2,805
特別利益				
(基準外繰入、即ち市一般会計からの繰出)	2,033	1,827	1,701	1,409
<当期利益>	△1,212	△1,256	△1,344	△1,396
*特別会計の市債残高	55,613	55,182	54,865	54,079 (見込)

(注)・営業費用・営業外費用における括弧内の数字が市の一般会計からの、「その他特別の事由」に該当しない違法な繰出しである。(上記の損益状況の概算では一括して特別利益とした)

・減価償却費は当該特別会計が官庁会計のため、減価償却の観念は無く、もちろん数値は無い。15億円の推計値は、包括監査時の監査人の推計であるが、平成18年度以降においても事業投資は特筆すべき減少はないので、年度による変動はあまりないものと仮定した。

・市の一般会計からの繰出しの中に「その他特別の事由」に該当する適法のものが含まれているかどうかについては、市の決算書からは何の手掛かりも得られなかった。

上記概算数値を一見して分かることは、市の一般会計からの繰出しを考慮しない場合は、経常損益は言うまでもなく営業損益でも膨大な赤字で、市の一般会計からの繰出しを算入しても、依然として赤字の解消にはなっていない。

かかる事態は「地方財政法」を無視して省みるところの無い、経営意識の欠落が招いたものであって、結果として、膨大な市債をもって繰回さざるを得ないところへ追い込まれているのである。そして事業経費は云うに及ばず多額の市債利子をも、「汚水私費の原則」(公共下水道経費は利用者の使用料負担でまかなう)を無視して、市の一般会計から違法に繰出し、公共下水道事業の受益者以外の一般市民にまでその負担を転嫁しているのである。

市の当局者からは、公共下水道整備のための必要な止むを得ざるものとの、尤もな口実の反論が行われるが、それは違法行為をならん正当化するものでは無い。

4、奈良市の公共下水道事業特別会計の改善への姿勢

上記3、のとおり市は平成18年度の包括外部監査の結果報告を受けたにもかかわらず、平成18/19/20/21年度においても、従来と同様の「地方財政法」第6条の無視を続けている。何の改善の跡も特別会計の決算書に表れていない。これでは「地方財政法」に対する違法行為の重大性の認識が全く無いとみなさざるをえない。

唯、市では平成21年3月になって漸く、「地方公営企業法」の法適用企業へ向けての、移行の基本計画を策定し、移行を平成26年度(平成26年4月1日)からとして、作業に入っている。しかし、その現実を見ると、その最大のポイントである減価償却の一つを取り上げても、過去の安易極まる姿勢から一転しての、要償却対象資産の把握・特定から始まる償却システムの構築は容易ならざる困難を予想するものである。たとえ移行にこぎ付けるにしても、作業の進捗には多大の危惧をもたざるを得ない。また、発足に当たって作成される開始貸借対照表や当初年度の見込(予算)損益計算書において、隠れていた

問題点が表面化し、対応に更に時日を要するおそれはないのか。いずれにしてもこれらは今後の努力に待つほかない。

要は将来の法適用企業へ移行までの間、現状の違法事態が是正されないままに経過するのは、由々しいことと言わなければならない。違法行為は即刻停止し、適法な手法をもって特別会計を改革して行くのが法治国家としての奈良市の行政でなければならない。

5、結論

よって、請求人らは、奈良市監査委員に対し、「地方財政法」第6条に違反した、市の一般会計からの奈良市公共下水道事業特別会計の経費への繰出しを、平成22年度から止めること、その他必要な措置をとるよう奈良市長に勧告することを求める。

以上

5 監査対象事項

奈良市下水道事業費特別会計に対する奈良市の一般会計からの繰出金の一部が、地方財政法第6条に違反し違法な公金の支出に当たるかどうか。

6 監査の結果

(事実関係)

関係人からの事情聴取等による事実関係は、以下のとおりである。

(1) 下水道事業の目的は、下水道法第1条に、「この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。」と規定されている。

奈良市下水道事業費特別会計においてもこの目的に沿って事業を実施している。なお、奈良市下水道事業費特別会計は、地方公営企業法非適用の公営企業である。

(2) 総務副大臣通知「平成22年度の地方公営企業繰出金について」(以下「総務省通知」という。)による、下水道事業への繰出しの種別は次のとおりである。(なお、総務省自治財政局長通知「平成21年度の地方公営企業繰出金について」が示す種別も次に同じであるので、本件においては両者を区別しない。)

- 1 雨水処理に要する経費
- 2 分流式下水道等に要する経費
- 3 流域下水道の建設に要する経費
- 4 下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費
- 5 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費
- 6 不明水の処理に要する経費
- 7 高度処理に要する経費
- 8 高資本費対策に要する経費

- 9 広域化・共同化の推進に要する経費
- 10 地方公営企業法の適用に要する経費
- 11 普及特別対策に要する経費
- 12 緊急下水道整備特定事業に要する経費
- 13 農業集落排水緊急整備事業に要する経費
- 14 小規模集合排水処理施設整備事業に要する経費
- 15 個別排水処理施設整備事業に要する経費
- 16 下水道事業債（特例措置分）の償還に要する経費
- 17 下水道事業債（特別措置分）の償還に要する経費
- その他

臨時財政特例債等の償還等に要する経費

- (3) 平成21年度の奈良市一般会計から奈良市下水道事業費特別会計への繰出金の決算額は33億6,205万 8 千円であった。そのうち総務省通知の定める基準内の繰出金（以下「基準内繰出金」という。）は17億2,509万 4 千円、総務省通知以外の事由による繰出金（以下「基準外繰出金」という。）は16億3,696万 3 千円であった。
- (4) 平成22年度の奈良市一般会計から奈良市下水道事業費特別会計への繰出金の予算額は33億6,412万 9 千円である。財政課による試算では、基準内繰出金は17億261万 3 千円、基準外繰出金は16億6,151万 6 千円となっている。

（監査委員の判断）

請求人が監査請求書の中で示した、奈良市開示の決算書に基づく損益状況の概算によると、営業費用として、
1. 一般管理費 2. 処理場管理費 3. 下水道普及費を、営業外費用として、4. 市債利子（長期債利子支払経費）を挙げ、これらの項目に充てるための市の一般会計からの繰出金は、地方財政法第 6 条に違反するとしている。

奈良市一般会計から奈良市下水道事業費特別会計への繰出金は、基準内繰出金及び基準外繰出金に分けられるので、この基準を定めた総務省通知について考察を行う。

総務省通知は、社会経済情勢の推移、地方公営企業の現状に鑑み、地方公営企業法等に定める経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化することを趣旨とするものであり、一般会計が公営企業会計に対して繰出しを行うことが一般的に認められる経費が示されていると考えられる。また、基準内繰出金については地方交付税等の財源措置の対象とされるものである。

総務省通知に定める繰出基準それ自体は、法令としての性質を有しておらず、地方財政計画に計上している地方交付税等の財源措置の対象とする繰出金の運用のあり方について基本的な考え方を示しているものに過ぎないため、一般会計の経費負担が総務省通知に準拠していないことをもって、違法性を論じるにおいて基準内繰出金と基準外繰出金を区別するものではない。

下水道事業は、事実関係(1)のとおり下水道法の目的を

達成するための公益性の高い事業であり、使用者の利便性、快適性の向上と同時に生活環境の改善、浸水の防除、公共用水域の水質保全等公共的役割を担うなど社会的便益を兼ね備えていることから、使用者以外の市民にも受益があるものであったり、逆に受益者を特定できないものでもある。よって本市においても、下水道事業にかかるすべての経費を使用者からの使用料に転嫁せず、一部を一般会計が負担したとしても理解できるところである。

奈良市の下水道普及率（農業集落排水事業を除く。）は、平成21年度末で90.8%となっており、類似都市（中核市）平均の80.7%と比較しても高い水準にある。施設の維持管理費やその整備のための財源である市債の元利償還金である資本費も高水準にならざるを得ない。このため、基準内繰出金を超える部分を基準外繰出金で賄うことは、下水道法の目的を達成するために公益性があるとみられ、市が負担することはやむを得ないものと考えられる。

また、地方公営企業法を適用している公営企業への補助金については、仙台地方裁判所平成20年 5 月26日判決〔平成18年（行ウ）16号〕に「公共性の要請があるため、地方公営企業会計において独立採算制の原則を維持しながら所要経費を賄うことが客観的に困難又は不適当な場合と見ることが可能であり、地公企法17条の 3 所定の『特別の理由』があるとの市長の判断は是認することができるから、市長が議会の議決を経た上でした本件補助金の支出を違法ということはできない」と判示されている。

以上のことから、地方公営企業法を適用していない奈良市下水道事業費特別会計に対する奈良市の一般会計からの繰出金についても、前述の判決のとおり、基準内繰出金、基準外繰出金のいずれも、公共性の要請があるため独立採算制の原則を維持しながら所要経費を賄うことが客観的に困難又は不適当な場合と見ることが妥当であり、地方財政法第 6 条ただし書に定められた「その他特別の事由」がある場合に当たるものと考えられる。平成22年度奈良市一般会計及び奈良市下水道事業費特別会計の予算については地方自治法第96条に定める予算の議決を経たものであるから、これに基づく繰出金を支出したとしても地方財政法第 6 条に違反するとは言えず、これらの繰出金の執行を差し止めることを求める理由はない。

よって、本件請求には理由がないと認めた。

しかしながら、本市の極めて厳しい財政状況において、一般会計からの基準外繰出金に依存した経営は適切ではないため、これの是正に取り組むよう、別紙のとおり市長に対し要望した。

奈 監 第 88 号

平成22年10月19日

奈良市長 仲 川 元 庸 様

奈良市監査委員	吉 田 肇
同	中和田 守
同	高 杉 美根子

同 松石 聖一

下水道事業費特別会計に対する繰出金について（要望）

平成22年8月24日付けで提出のあった、奈良市下水道事業費特別会計に対する奈良市の一般会計からの繰出金に関する住民監査請求については、地方財政法第6条に違反するとは言えないと判断した。

しかしながら、本市の極めて厳しい財政状況において、一般会計からの基準外繰出金に依存した経営は適切ではないため、これの是正に鋭意取り組まれない。

そして、平成21年7月8日付け総務省自治財政局公営企業課長他通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」にあるように経営の健全化に努めるよう、また、地方公営企業法適用化については、奈良市公共下水道事業等地方公営企業会計移行基本計画どおり平成26年度に実施できるように併せて要望するものである。

(平成22年10月25日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第42号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成22年10月19日

奈良市水道事業管理者
福村 圭司

名称	代表者氏名	所在地	指定日
村瀬設備工業所	村瀬 治男	京都府相楽郡精華町 大字祝園小字大池22 - 4	平成22年 10月13日

(平成22年10月19日揭示済)

奈良市水道局告示第43号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成22年10月20日

奈良市水道事業管理者
福村 圭司

名称	代表者氏名	所在地	指定日
株式会社グローバルワークス	代表取締役 河野 貴志	大阪府高槻市庄所 町7番1号-101	平成22年 10月18日

(平成22年10月20日揭示済)